

第1章 計画策定にあたって

1 緑の基本計画とは

(1) 本計画の目的

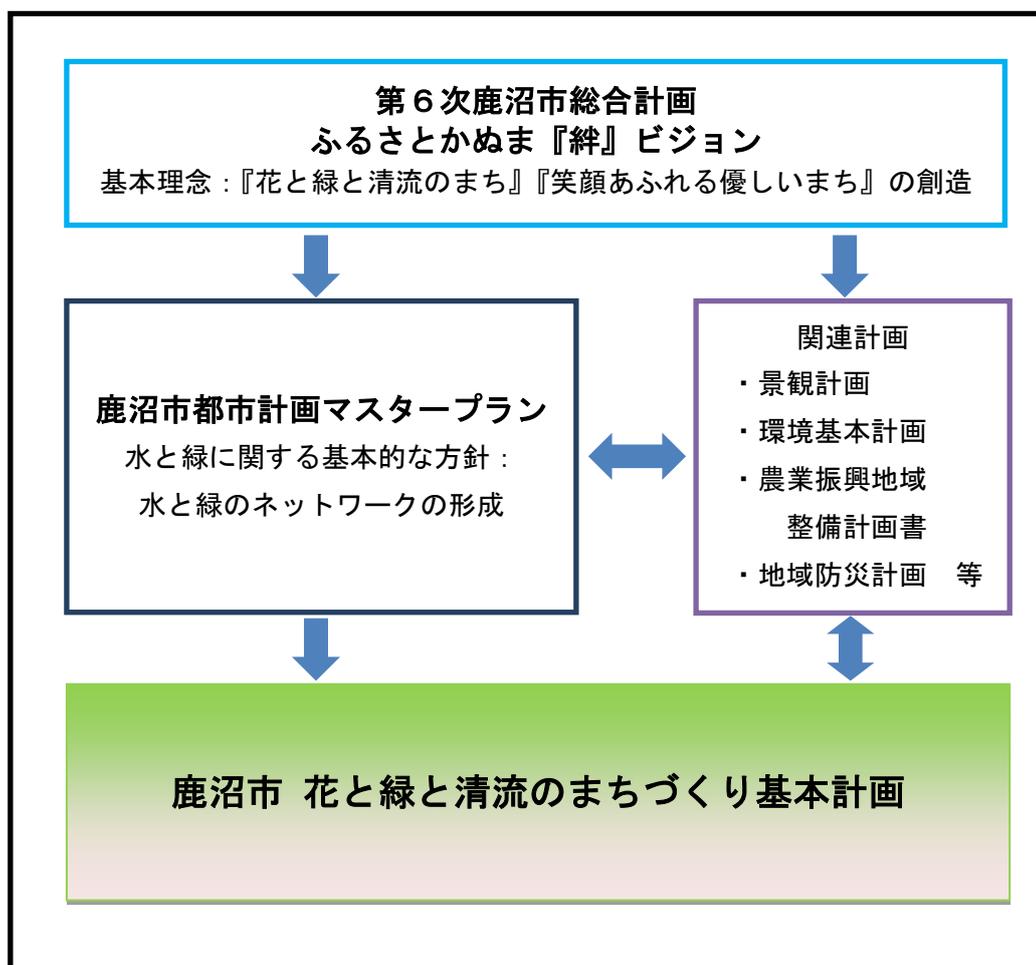
緑の基本計画は、都市緑地法の第4条で規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称であり、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

『鹿沼市 花と緑と清流のまちづくり基本計画（以下、「本計画」とする。）』を策定することにより、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図り、将来の鹿沼を思い描き、花と緑と清流によるまちづくりを進めていくことを目的とします。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に基づき定めるもので、本市の緑に関する総合的な基本計画です。

本計画の策定に当たっては、以下のとおり上位計画及び関連計画との整合性を図ります。



2-2-2 水と緑

(1) 基本的な考え方

本市は、日光連山から連なる豊かな自然が連続し、丘陵の樹林地や黒川、思川、大芦川などの清流、昔ながらの風景を残す田園、平地林など、憩いとやすらぎをもたらす水と緑の空間が広がっています。これら本市の有する豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、水と緑のネットワークの形成を図り、保全を基本とし、必要に応じて、潤い・憩い・安らぎを与える空間や自然を体験できる場としての利活用も併せて図っていきます。

また、公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションとしての機能や地震、火災などの災害時における避難等の機能も有しているため、バランスよく配置し、水と緑のネットワークの一部を構成します。

(2) 基本的な方針

水と緑のネットワークの形成

清流

- 市街地の中央を流れている黒川は、本市の個性的な市街地景観を形成しており、潤い・憩い・安らぎを与える空間として、安全性を高めて利活用を図ります。
- その他の市内を流れる河川については、水の軸として位置づけ、良好な水辺環境の整備・保全を推進します。
- 水害による被災の軽減を図るため、治水安全度の向上を図ります。

山地・丘陵地

- 日光連山から連なる西北部の山地や丘陵地は、本市の豊かで潤いある自然環境を感じさせる源となっており、これらの山地・丘陵地を保全します。
- 市街地に隣接する里山、平地部に点在する平地林、河岸段丘斜面林などについては、身近な緑の空間として保全します。

田園

- 市街地周辺に広がる農地は、生産の場としてだけでなく、身近な自然環境としての機能も有するため、今後も適正な保全を図ります。

緑の核

- 富士山公園、出会いの森、城山公園など規模の大きな施設緑地を緑の核として位置づけ、水の軸としての良好な水辺環境をもたらす河川や、緑の軸としての幹線道路の街路樹や沿線に広がる農地によって連絡し、水と緑のネットワークを形成します。

公園

- 公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションのための機能や地震、火災などの災害時における避難地等の機能も有しているため、市街地においては、バランスよく配置し、水と緑のネットワークの一部を構成します。

※「鹿沼市都市計画マスタープラン」より抜粋

(3) 計画の経緯

本市における緑に関する既定計画としては、「緑のマスタープラン」と「鹿沼市緑の基本計画」があります。

「緑のマスタープラン」は、栃木県が宇都宮都市計画区域を対象に、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図ることを目的とし、緑地に関する規制や誘導、整備等の諸施策を推進するための指針となる計画であり、昭和56年の制定後、昭和59年及び平成2年に見直しが行われました。

また、「鹿沼市緑の基本計画」は、都市公園の整備や民有緑地の保全、都市の緑化の方針等、市と住民が一体となって、総合的に緑化推進を図ることを目的とし、平成14年に策定されました。

「鹿沼市緑の基本計画」が策定されてから10年以上が経過し、ライフスタイルの変化や環境問題の深刻化等により市内の緑の状況も変化しています。また、市町合併もあり本計画を策定することとなりました。

(4) 緑の定義

本計画で「緑」とは、樹木や草花等の植物だけではなく、樹林地や農地、草地、水辺地、岩石地等の全ての緑を含みます。

また、公共的な場所だけでなく、個人が所有する森林や農地、住宅の庭やプランターに植えられている花まで幅広く「緑」として捉えます。

(5) 緑の機能

① 環境保全機能

地球温暖化の原因の1つである二酸化炭素の吸収や大気汚染の浄化、騒音を緩和する機能や生物の生息環境の保全を行う機能を有します。

② 防災機能

降雨などによる土砂の浸食の抑制や水を貯水させ洪水や濁水を緩和します。

また、市街地における緑地や公園は災害時の広域避難場所としての機能も有します。

③ 景観形成機能

都市景観に風格を与え、自然景観や田園風景などの美しい景観を形成する機能を有します。

④ 健康・レクリエーション機能

休憩やスポーツ、キャンプや釣り等のレクリエーションを楽しむことで、心と体を癒し、うるおいや安らぎを与える場としての機能を有します。

⑤ 生産機能

農地や森林では、食料や木材等の生産の場としての機能を有します。

2 本市の緑に関する現況

(1) 概況

本市は、市域面積 490.64 平方キロメートル^{*}で、栃木県の県央西部、東京から約 100 キロメートルの距離に位置しています。市域東は県都である宇都宮市、南は栃木市と壬生町、北は日光市、西は群馬県みどり市に隣接しており、近隣の市町と一体となった豊かな自然を有しています。

※平成 27 年 3 月 6 日から国土地理院の面積計測方法の変更により、市域面積が変わりました。

(2) 自然的条件

① 気象

本市は、太平洋岸式の気候であり、内陸のため寒暖の差がやや大きく、冬季の平地部の低温と夏季の雷の発生が特徴的です。降水量は年間約 1,700 ミリメートルで、年平均気温は約 13 度と比較的、植物が生育しやすい環境といえます。

② 地形

本市は、北西に横根山や地蔵岳といった標高 1,300 メートルから 1,500 メートルの山々が連なる山地、黒川沿いの低地では標高 80 メートルから 100 メートルの平地、山地と平地の間には丘陵、台地があり、豊かな緑を有しています。

山地の東斜面には北部より、黒川や大芦川、荒井川、南摩川、粟野川、思川等がほぼ南東に流路をとり、県南部で合流し思川となって平野部を南流しています。また、永野川が単独で流れており南部で合流し渡良瀬川となります。河川と共に緑地が形成され、豊富な水資源が市内の豊かな緑を育てています。

③ 生態系

本市の西北部には、井戸湿原や古峰ヶ原湿原、横根山など生態系の観点から重要と考えられる地域がみられるほか、平野部においてもトウキョウサンショウウオなど貴重な生き物が確認されています。

植物では、栃木県内に生育している種の約 70 パーセントの生育が確認され、哺乳類や両生類、爬虫類の動物は、約 70 から 90 パーセントの種が確認されています。また、鳥類や魚類は、栃木県内に生息している種の約 50 から 70 パーセント、昆虫類は、約 34 パーセントと低い状況になっています。

これらの生態系は、市内の豊富な緑によって守られています。

(3) 社会的条件

① 人口

本市の人口は 99,009 人、世帯数は 35,985 世帯で 1 世帯当たりの人員数は 2.8 人です。(平成 27 年 4 月 1 日現在) 人口は平成 13 年をピークに減少していますが、世帯数は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

今後、人口は平成 32 年では 95,971 人、平成 37 年では 92,469 人まで減少す

る見込み（「鹿沼市総合戦略」より）であり、高齢化も進行すると考えられます。

② 土地利用

市内の土地利用は以下のとおりとなっており、田や畑、山林等の緑に関する土地が多く見られます。（平成26年1月1日現在）

地 目	面 積（k㎡）	構 成 比（%）
田	41.46	8.5
畑	26.34	5.3
宅地	26.00	5.3
山林	255.24	52.0
原野	2.21	0.5
その他	139.37	28.4
総数	490.62	100.0

（平成26年版鹿沼市統計書）

（4）災害

近年、地震や台風、ゲリラ豪雨、突風等によって生活や農作物の生産活動に被害が及ぶ災害が度々起こっています。

平成26年3月に改定された「鹿沼市地域防災計画」では、延焼火災等から安全を確保する広域避難場所として、緑地や公園等15箇所を設定しています。また、災害時に開設する町別の避難所はコミュニティセンターや学校等39箇所、災害の状況に応じて地区別に開設する避難所はコミュニティセンター14箇所をそれぞれ指定しています。

地 区	広域避難場所	位 置
鹿 沼	黒川緑地	朝日町他
鹿 沼	千手山公園	千手町
鹿 沼	御殿山公園	今宮町
鹿 沼	富士山公園	花岡町
東部台	晃望台公園	晃望台
東部台	西茂呂近隣公園	西茂呂3丁目
東部台	ふれあい公園	栄町1丁目
北犬飼	松原近隣公園	松原3丁目
北犬飼	児子沼公園	さつき町
北犬飼	台の原公園	さつき町
北犬飼	自然の森総合公園	下石川
南 摩	鹿沼運動公園	旭が丘
粟 野	粟野総合運動公園	口粟野
粟 野	旧粟野中学校	口粟野
粟 野	旧粟野第三小学校	入粟野

（鹿沼市地域防災計画）

(5) 景観

市内には西北部の奥深い山々と、その山々を源流とする幾筋もの河川があり、山と高原、清流と溪谷という特色ある美しい景観を成し、前日光県立自然公園を形成しています。

また、中央部には黒川をはじめとする各河川の沿岸に発達した沖積低地で、本市の市街地とその田園地帯が形成されています。市街地には御殿山や富士山、千手山、城山等の身近な山々の丘陵を望むことができ、市街地景観の重要な役割を果たしています。

更に東部には、黒川、行川の浸食によって形成された沖積台地で、河川沿いには河岸段丘も見ることができます。平地林や畑が広がり、まちの背景となる日光連山や古賀志山等の山々を望むことができます。

これらの景観は、鹿沼のまち全体の風景を印象付けると共に、市民の心に深く刻み込まれており、ふるさとへの愛着を高めています。

(6) 文化・歴史

市内には天然記念物として多くの緑が指定されています。指定されている緑は、古くからその地域に存在し地域の人々に親しまれてきたもので、市民の緑に対する意識を高めています。

指定	天然記念物の名称	数	位置	指定年月日
県	成就院のしだれあかしで	1本	楡木町	昭和 32 年 8 月 27 日
県	加蘇山の千本かつら	2本	上久我	昭和 32 年 8 月 30 日
県	栗野のカヤ	1本	口栗野	昭和 32 年 6 月 30 日
県	勝願寺の地蔵けやき	1本	油田町	昭和 47 年 10 月 24 日
県	喜久沢のツクバネガシ	1本	見野	昭和 56 年 12 月 25 日
市	日光神社社木豊年杉	1本	上粕尾	昭和 45 年 5 月 1 日
市	叶台のカヤ	1本	口栗野	昭和 45 年 5 月 1 日
市	横根山井戸湿原	5ha	入栗野	昭和 45 年 5 月 1 日
市	賀蘇山神社大杉切株	1本	入栗野	昭和 57 年 10 月 10 日
市	浅間神社鍾乳洞		下永野	昭和 57 年 10 月 10 日
市	磯山神社のスギ	2本	磯町	昭和 59 年 2 月 14 日
市	加蘇山神社のスギ	3本	上久我	昭和 59 年 2 月 14 日
市	小川山の六本杉	6本	草久	平成 13 年 5 月 30 日
市	横根山の岩海	32.47ha	入栗野	平成 23 年 1 月 19 日
市	尾出山神社のモミ	1本	上永野	平成 24 年 4 月 26 日

(鹿沼市文化課提供)

3 目標年次

計画の目標年次は、平成 37 年とします。